

沖縄労働局発表
令和4年3月25日(金)

担 沖縄労働局 職業安定部
当 職業対策課長 伊福 美香
地方障害者雇用担当官 稲田 裕子
電話: 098-868-3701
FAX: 098-951-3507

報道関係者 各位

令和3年度 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく 地方公共団体への適正実施勧告の実施について

- 国及び地方公共団体については、障害者雇用促進法において、雇用状況に改善が見られない場合、適正実施を勧告できることになっており、令和3年度においては4機関について、適正実施を勧告しました。

地方公共団体への適正実施勧告

沖縄県内の地方公共団体について、令和2年6月1日現在で法定雇用率を達成できておらず、令和3年1月1日を始期とし令和3年12月31日を終期とする障害者採用計画を作成した24機関に対し、法定雇用率の達成に向けた指導を行った結果、4機関において一定の改善が見られなかったため、適正実施勧告を行いました。

地方公共団体に対する指導の結果

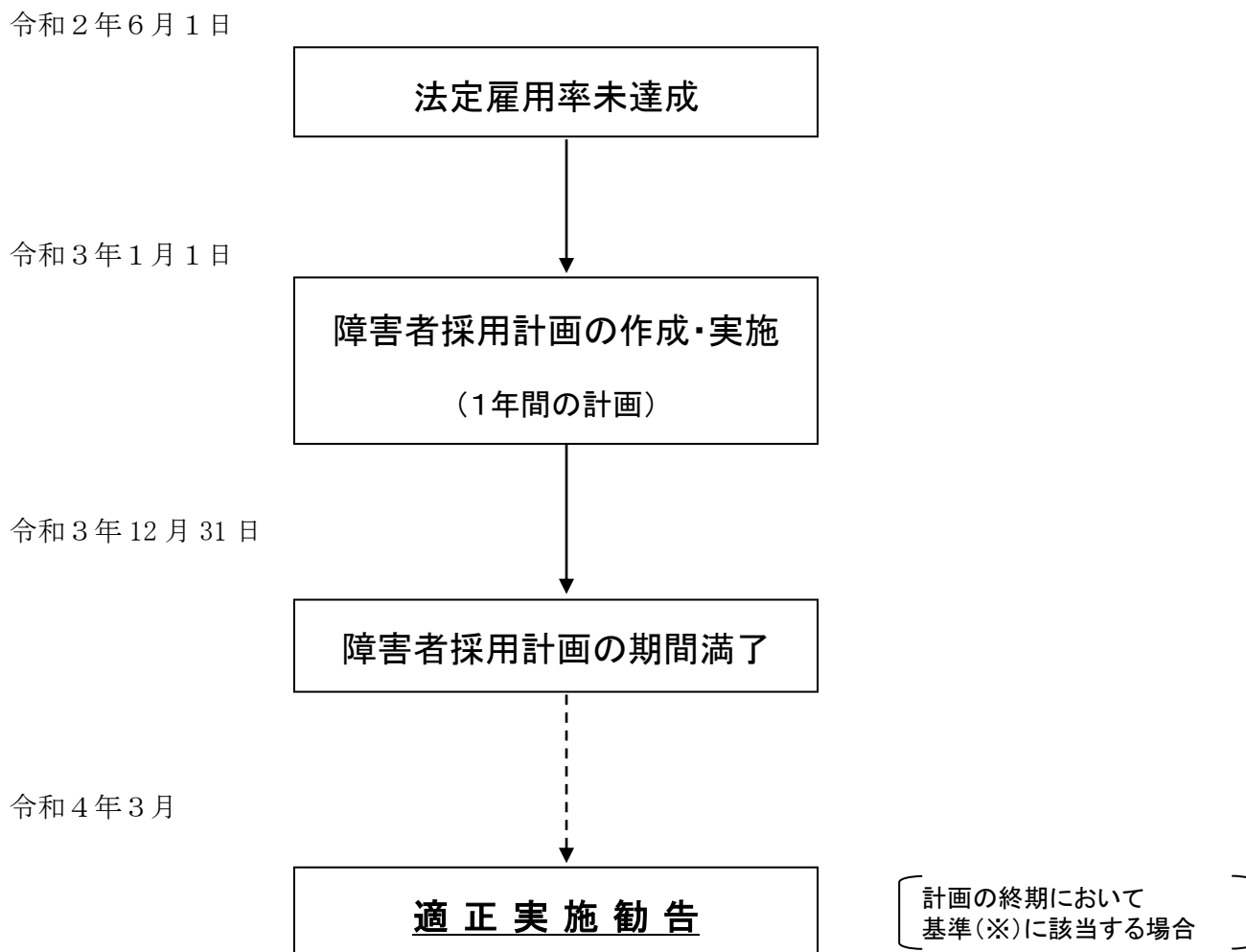
雇用義務を達成した機関	13 機関
障害者採用計画の実施率が50%以上である機関	7機関
計画期間終期の実雇用率が、当該機関における前年の6月1日現在における実雇用率を上回っている機関	
勧告の対象となる機関	4機関(※)
合 計	24 機関

※東村 大宜味村教育委員会 北大東村 宮古島市水道事業

<参考>

障害者雇用促進法では、障害者の雇用の促進するため、国及び地方公共団体の任命権者に対し、常時勤務する職員の一定割合(法定雇用率、2.6%。都道府県に置かれる教育委員会その他厚生労働大臣の指定する教育委員会にあつては2.5%)以上の障害者の雇用に義務付けています。法定雇用率を達成していない機関は、障害者採用計画を作成しなければならない(第38条第1項)ほか、厚生労働大臣は、特に必要があると認めるときは、当該機関の任命権者に対して、障害者採用計画の適正な実施に関する勧告(適正実施勧告)を行えることになっています(第39条第2項)。

国等の機関（都道府県教育委員会を除く）に対する雇用率達成指導の流れ図



(※)適正実施勧告の発出基準

適正実施勧告の発出基準は、次のいずれかの基準に該当する場合に行う。

- ① 障害者採用計画の実施率が50%未満であること。
- ② 計画期間終期の実雇用率が、当該機関における計画始期の前年の6月1日現在における実雇用率を上回っていないこと。